

Summer Festa 2012

初めての税法科目体験セミナー

－法人税法－

「入門！法人税の基本的計算構造」

TAC税理士講座 8/27(月)より本格開講！

※ 先行クラス 8/20(月)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください（予約不要）。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

※ 受講料がお得になる「早割キャンペーン」は、8/29(水)までとなります。

TAC 税理士講座

目 次

ページ

❶ はじめに	1
❶ 法人税とは何か?	2
❷ 法人税の概要	2
❸ 法人税額はどのように計算されるか?	3～4
❹ 所得の金額はどのように計算されるか?	5～6
❺ 所得計算のための別表4	7
❻ 税額計算のための別表1	8
❼ 決算から申告・納付までの流れ	9
❽ おわりに	10

◎ はじめに

法人税は、税理士業務の根幹を成す税目です。

そして、その学習内容は、毎年のように行われる税制改正や本試験問題の出題傾向の変化により、広範囲となっています。

だからこそ、いち早く学習を開始することが重要と言えるでしょう。

このセミナーでは、皆さんがスムーズに法人税法の学習をスタートできるよう、法人税の基本的な計算構造と、その計算表としての別表 4（所得計算）及び別表 1（税額計算）についてご紹介していきます。

1 法人税とは何か？

法人税は、法人に対して課税される税金です。法人の代表的なものには株式会社があります。法人税法では、この株式会社を「普通法人」に区分しています。また、法人にはこの他に「公共法人」「公益法人等」「人格のない社団等」「協同組合等」がありますので、法人の種類は全部で5種類になります。

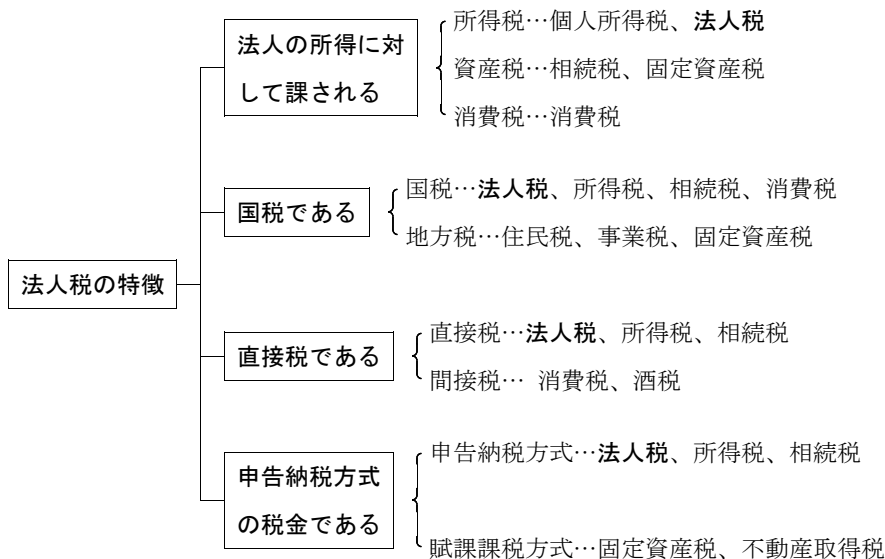
このうち、法人税が課税されるのは普通法人と協同組合等であり、公益法人等と人格のない社団等には収益事業についてのみ法人税が課税されます。また、公共法人には法人税は課税されません。



現在、日本には約260万社の法人が存在します。これらの法人が1年間に納める法人税額は、およそ8兆円であり、日本の租税収入の約20%を占めています。法人税額を正しく計算して納付する、ということは、ほとんどすべての法人にとって避けられない手続きであり、また、その額は高額になります。そのため、法人税法は税理士に必須の知識なのです。

2 法人税の概要

これから皆さんが学習する「法人税」は、次のような特徴があります。



③ 法人税額はどのように計算されるか？

1. 法人税額はどのように計算されるか？

この問いに答える前に、「税金」についてもう一度考えてみましょう。

国家を運営するにあたっては、多額の資金が必要になります。そこで、国民から税金を徴収しようということになるわけですが、ここで大切なのは、「公平に徴収」することです。

税金など誰しも払いたくないのが本音ですが、その中でできるだけ多くの人に納得して払ってもらうためには、「公平に徴収」することが必要です。この「課税の公平」こそが、すべての税法を考えるにあたっての基本原則となります。

ここで、「課税の公平」について、少し考えてみましょう。

いま、A社とB社があります。両社の決算上の数値は次のとおりです。

	A社	B社	(単位：千円)
売上高	8,000	4,000	
仕入高	2,000	1,000	
経費	2,000	1,000	
(うち交際費)	600	600	
利益	4,000	2,000	

この両社から「公平に徴収」する税金としては、どのようなものが考えられるでしょうか？

「売上高」に着目して課税するものが消費税であり、「利益」に着目して課税するものが法人税です。このほか、「資本金等」に着目して課税する法人住民税均等割や法人事業税資本割、所有する「固定資産の帳簿価額」に着目して課税する固定資産税など、いろいろな考え方があります。それぞれの税が着目した数値のことを、「課税標準」といいます。

2. 法人税の課税標準である「利益」に対して、どのような税率で課税すれば公平が保てるか？

個人に対して課税する所得税では、利益（儲け）が多い人ほど税を負担する能力が高い、と考えて、儲けの多い人には高い税率で課税します。

上記の例では、Aの利益はBの利益のちょうど2倍ですが、もし両者が個人であれば、Aの税額はBの税額の2倍よりも多くなるわけです。

これに対して、法人税は、儲けの多寡に関わりなく、原則として一定率（25.5%）を用いて税額を計算します。上記の例では、A社の税額はB社の税額の2倍となります。

ここまですべてを仮にまとめると、法人税額の計算方法は、次のようになります。

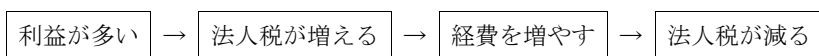
法人税額の計算(仮)

$$\text{法人税額} = \underbrace{\text{利 益}}_{\substack{\uparrow \\ \text{課税標準}}} \times \underbrace{25.5\%}_{\substack{\uparrow \\ \text{一定率}}}$$

3. 法人税の課税標準として利益をそのまま使えるのか？

さて、ここまでの説明で、法人税は利益に一定率を乗じて計算する、ということまではご理解いただけたと思いますが、ここで「法人税の課税標準として利益をそのまま使えるのか？」ということについて考えてみましょう。

すなわち、利益が多ければ多いほど、法人税が増えるわけですから、法人税を払いたくない会社は、たとえば、お客さんや仲間うちでどんどん飲み食いをして会社の経費として計上すれば、利益が減り、法人税を減らすことができることになります。あるいは、期末に資産を大量に購入して、全額費用にしてしまえば、これまた利益が減り、法人税を減らすことができることになります。



これで果たして、国家の歳入が安定的に確保できるでしょうか？

つまり、「課税の公平」というのは、いわゆる利益操作を排し、誰が計算しても同じ結果となるよう、決まりごとを細かく定めて、ようやく確保されるものなのです。

法人税においては、この役割を法人税法や租税特別措置法などが担っており、会計上の利益を基本として、「課税の公平」を確保するために、これらの法律に設けられたさまざまな規定（これを「別段の定め」といいます。）による調整を経て、課税標準を求める形式をとっています。

この課税標準のことを、「所得の金額」といいます。

それでは、法人税額の計算式を書き直してみましょう。

法人税額の計算	
	利益
法人税額＝	$\frac{\text{所得の金額}}{\text{課税標準}} \times 25.5\%$

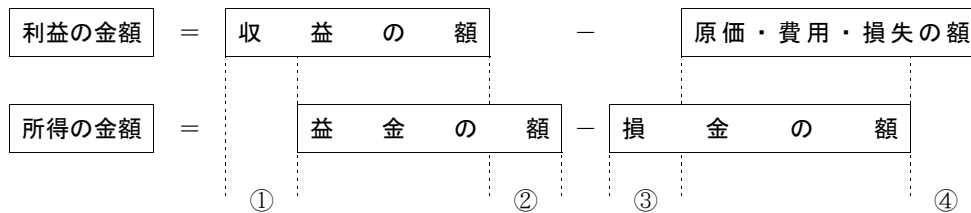
4 所得の金額はどのように計算されるか？

1. 「所得の金額」は「益金の額」から「損金の額」を引いて求めます。

所得の金額の計算

$$\text{所得の金額} = \text{益金の額} - \text{損金の額}$$

所得の金額は、利益を基本として、課税の公平のために設けられた別段の定めの方だけズレるので、利益と所得の金額の関係は、次のようなイメージになります。



それぞれのズレのことを次のように呼びます。

- ①…収益の額に含まれるが益金の額に含まれないもの＝「**益金不算入**」
- ②…収益の額に含まれないが益金の額に含まれるもの＝「**益金算入**」
- ③…原価・費用・損失の額に含まれないが損金の額に含まれるもの＝「**損金算入**」
- ④…原価・費用・損失の額に含まれるが損金の額に含まれないもの＝「**損金不算入**」

2. 交際費を例に、どのようにズレるのかを見てみよう。

— 交際費等の損金不算入額 —

(1) 交際費等の範囲

① 交際費等に含まれるもの

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

② 交際費等に含まれないもの

- ・専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- ・支出する金額が1人当たり5,000円以下の飲食費（一定のものを除く）
- ・上記の他、広告宣伝、会議、取材等に通常要する費用

(2) 取扱い

法人の交際費は、会計上は全額費用の額となりますが、法人税では原則として損金の額に含めません。つまり「損金不算入」となります。なぜなら、交際費を全て損金と認めた場合、多く支出した法人ほど納めるべき法人税額が減少することになり、法人の交際費を国が負担することになるためです。

したがって、交際費の支出があった場合には、利益と所得の金額にズレが生じることになります。

上記のA社、B社について考えてみると、次のようになります。

	A社	B社	(単位：千円)
売 上 高	8,000	4,000	
仕 入 高	2,000	1,000	
経 費	2,000	1,000	
(うち交際費)	600	600)	
利 益	4,000	2,000	
交際費等の損金不算入額	+600	+600	
所 得 の 金 額	4,600	2,600	← 利益と所得にズレが生じる

5 所得計算のための別表4

「所得金額」は、別表4という計算表により計算されます。法人税の申告書の作成順序としては、まずこの別表4を作成し、次に税額計算表である別表1を作成します。

別表4では、損益計算書に計上されている「当期純利益」を出発点として、「収益」と「益金」、「費用」と「損金」のズレ (4) 1. ①～④) を調整して所得金額を算出します。

では、具体的に別表4のフォームを確認してみましょう。

別表4のフォーム

当	期	利	益	円	⇐(1)
加					} (2)
算					
減					} (3)
算					
所	得	金	額		⇐この金額を別表1へ転記

(1) 会計上の利益＝損益計算書上の税引後当期利益を転記

(2) { ②…収益の額に含まれないが益金の額に含まれるもの＝「益金算入」
④…原価・費用・損失の額に含まれるが損金の額に含まれないもの＝「損金不算入」

(3) { ①…収益の額に含まれるが益金の額に含まれないもの＝「益金不算入」
③…原価・費用・損失の額に含まれないが損金の額に含まれるもの＝「損金算入」

実際には、次のように記入されます。

【具体例】	当期の会計上の利益	108,200,000円	
	売上高の計上もれ	1,000,000円	
	交際費等の損金不算入額	360,000円	
	売上原価の計上もれ	700,000円	
	受取配当等の益金不算入額	200,000円	

当	期	利	益	108,200,000円	
加	売 上 高 計 上 も れ	1,000,000			⇐益金算入
算	交際費等の損金不算入額	360,000			⇐損金不算入
減	売 上 原 価 計 上 も れ	700,000			⇐損金算入
算	受取配当等の益金不算入額	200,000			⇐益金不算入
所	得	金	額	108,660,000	

＜TAC＞無断複写・複製を禁じます

6 税額計算のための別表1

法人が納付すべき法人税額は、別表1と呼ばれる計算表により計算されることになります。

別表1の具体的なフォームは次のとおりです。隙間が開いているところには、いろいろな特例が入りますが、9月からの本編で学習していきましょう。今日のところは、一つだけ、優遇規定を記入してみます。

別表1のフォーム

摘	要	金	額			
所	得	金	額	円		
法	人	税	額			
〇〇の特別控除額				⇐優遇規定		
差	引	法	人		税	額
法	人	税	額	計		
差引所得に対する法人税額						
差引確定法人税額						

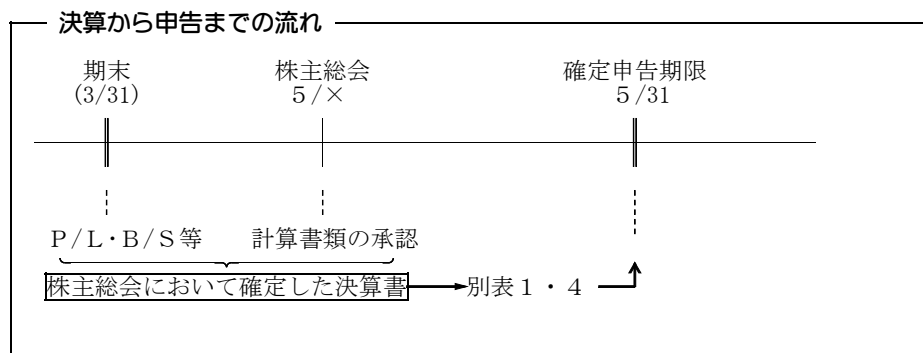
実際には、次のように記入されます。

【具体例】	当期の所得金額	108,660,000円	
	試験研究費の特別控除額	140,000円	
	摘要	金額	
	所得金額	108,660,000円	⇨別表4の最終値
	法人税額	27,708,300	⇨所得金額×25.5%
	試験研究費の特別控除額	140,000	⇨優遇規定
	差引法人税額	27,568,300	
	法人税額計	27,568,300	
	差引所得に対する法人税額	27,568,300	
	差引確定法人税額	27,568,300	⇨納付税額

7 決算から申告・納付までの流れ

法人税は申告納税方式の租税であるため、法人が自ら税額を計算して、確定申告書を作成しそれを税務署長に提出しなければなりません。確定申告書の提出期限は原則として期末から2月以内で、この提出期限までに法人税額を納付することになります。

また、これまで学習したとおり、所得金額は会計上の利益（株主総会の承認を受けた決算に基づくもの。これを「確定決算」といいます。）に基づいて計算されるため、決算から申告・納付までの流れは次のようになります。



8 おわりに

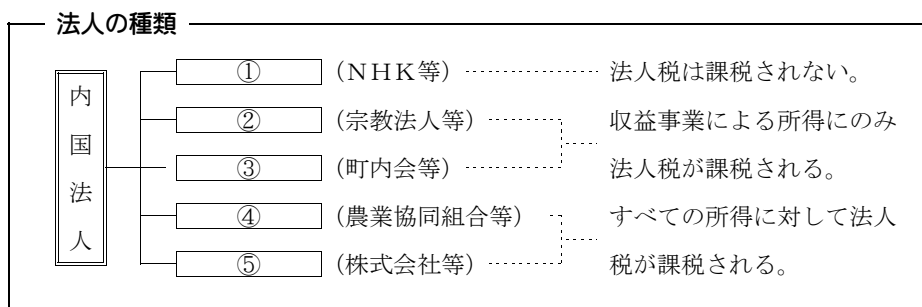
法人税額の計算は会計上の利益が出发点となるため、法人税の学習には、会計の知識もある程度必要になってきます。しかし、法人税法の考え方そのものには難解な点は含まれていません。また、法人税法を学習することは、会計や税法全般に対する理解の面からも、非常に有用です。

難点は、ボリュームが多いことです。容易に合格できる科目とはいえませんが、1年間継続して学習することによって、必ず合格レベルに達することができます。

逆にいえば、これだけのボリュームの科目を独学で、実務に使えるレベルまで学習することはほぼ不可能です。実務上の必須科目ですから、カリキュラムに沿って学習したほうが効率的と言えるでしょう。

今回のセミナーを機に、興味を持って法人税法の学習を始めていただければ幸いです。

確認してみよう！



法人税額の計算

法人税額 = × 25.5%

所得の金額の計算

所得の金額 = -

税額計算と所得計算

所得計算…… で計算する。
税額計算…… で計算する。

答：① 公共法人 ② 公益法人等 ③ 人格のない社団等 ④ 協同組合等
⑤ 普通法人 ⑥ 所得の金額 ⑦ 益金の額 ⑧ 損金の額
⑨ 別表4 ⑩ 別表1